

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業

(単位：千円)

N o	交付対象事業の名称	担当課	推奨事業メニュー	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費
				①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)			合計 263,130
1	物価高騰対策特産品販売促進事業	観光物産課	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	①物価高騰に伴う原材料費の高騰により、販路が限定されている事業者は価格転嫁が困難な状況である。物産バイヤーの招聘、物産展への出店等に係る経費の一部を支援し、事業者の販売機会の創出、適正な価格での販売を図る。 ②補助金 ③報償費：256千円(物産バイヤー招聘)、役務費：6千円(振込手数料)、補助金：9,000千円(内訳下記) ・補助金内訳：⑦特産品販売促進対策事業(補助率2/3)200千円×15事業者、①商品のデザイン等改訂事業(補助率2/3)400千円×15事業者 ④特産品(一次産品・加工品)事業者	R8.4	R9.3	9,262
2	農業燃油価格対策支援事業	農林課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①農業用燃油の価格が高騰し、施設園芸における農業経営に多大な影響を与えているため、農業燃油1ℓあたり10円を補助し、農業者の負担を緩和する。また省エネ設備の導入による燃油使用量の削減及び価格高騰時に補填金を交付する仕組みへの加入を促進することで、燃油価格の影響を受けにくい産地づくりを推進する。 ②補助金 ③役務費：1千円(振込手数料)、補助金：燃油購入予定数量1,207,100ℓ×10円 ④R7年度施設園芸セーフティネット構築事業加入者及びR8年度施設園芸セーフティネット構築事業加入見込者	R8.4	R8.8	12,072
3	農業資材等物価高騰対策緊急支援事業	農林課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①物価高騰により、農業経営の継続が厳しい状況であるため、農畜産物の生産販売における生産経費上昇分の1/2を補助し、農業経営の継続を図る。 ②補助金 ③役務費：1千円(振込手数料)、補助金：91,519千円(内訳下記) ・補助金額の計算方法：{購入費－(購入費÷1.0626)×1/2} ※1.0626は物価上昇率(R7物価指数123.9－R4物価指数116.6)÷R4物価指数116.6×100 ・補助金内訳(補助率1/2、上限額500千円)：⑦売上高1億円以上 23経営体×500千円＝11,500千円、①売上高50万円以上1億円未満 80,019千円(R6農業経営統計調査から上記計算方法に当てはめて算出) ⑦＋①＝91,519千円 ④市内販売農家(経営耕地面積が30a以上または年間の農産物販売金額が50万円以上の農家)	R8.4	R8.8	91,723
4	優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	農林課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①物価高騰に伴う生産コストが増加により、経営悪化が懸念されるため、県南家畜市場の黒毛和種子牛平均価格が61万円を下回った場合、出荷1頭あたり1万円を補助し、肉用子牛生産者や和子牛生産者の生産基盤維持・強化を図る。 ②補助金 ③役務費：1千円(振込手数料)、補助金：5,260千円(526頭×10千円) ④農協、畜産業を主とする法人	R8.4	R8.8	5,261

N o	交付対象事業の名称	担当課	推奨事業メニュー	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費
5	粗飼料価格高騰酪農対策事業	農林課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①物価高騰に伴う購入粗飼料等価格の高騰により、酪農経営に大きな影響を与えているため、粗飼料等購入に係る費用の一部を支援し、酪農業者の経営安定を図る。 ②補助金 ③役務費：1千円（振込手数料）、補助金：9,430千円（943頭×10千円） ④酪農業者	R8.4	R8.8	9,431
6	家畜飼料高騰特別対策事業	農林課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①物価高騰に伴う購入粗飼料等価格の高騰により、畜産経営に大きな影響を与えているため、配合飼料1tあたり400円を補助し、畜産業者の経営安定を図る。 ②補助金 ③役務費：振込手数料1千円、補助金：28,194千円（70,483t×400円） ④畜産業者	R8.4	R8.8	28,211
7	漁業燃油価格対策支援事業	農漁村整備課	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	①燃油価格が高騰し、漁業経営に大きな影響を与えているため、漁業燃油1lあたり10円を補助し、漁業者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③役務費：1千円（振込手数料）、補助金：20,300千円（2,030,000l×10円） ④市内に住所を有する市内漁協の組合員で、R6漁業経営セーフティネットに加入している者	R8.4	R8.7	20,301
8	物価高騰対策緊急経営安定化事業	商工労政課	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	①物価高騰や金利上昇等により、厳しい経営環境にある中小事業者の経営に大きな影響を与えているため、新たな借入に係る利子補給を行い、経営安定化を図る。 ②補助金 ③役務費：12千円（振込手数料）、補助金：11,157千円（下記A）、積立金：33,469千円（下記B） ・県制度資金である㊦県経営安定、㊧県経営力強化、㊨県地域産業支援の3本の制度を借入した事業者に対して3年間（36ヶ月）利子補給を行う。また、R8に基金の造成・積立てを行いR9以降の財源とする。 （A補助金内訳）㊦県経営安定10,000千円×1.95%×25件×9ヶ月（4月～12月）＝3,657千円、㊧県経営力強化10,000千円×1.10%×50件×9ヶ月（4月～12月）＝4,125千円、㊨県地域産業支援10,000千円×1.80%×25件×9ヶ月（4月～12月）＝3,375千円 ㊦＋㊧＋㊨＝11,157千円 （B積立金内訳）上記㊦、㊧、㊨の27ヶ月分の合計33,469千円 ④上記、県制度資金の借入をした中小事業者	R8.4	R9.4以降	44,638

N o	交付対象事業の名称	担当課	推奨事業メニュー	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費
9	物価高騰対策 中小企業設備 投資等支援事業	商工労政課	⑥中小企業・ 小規模事業者の賃上げ 環境整備	①物価高騰等により、中小事業者の経営に大きな影響を与えているため、生産性の向上、省力化、業務効率化、従業員の資格取得に係る経費の一部を支援し、賃上げ環境を整備する。 ②補助金 ③役務費：8千円（振込手数料）、補助金：39,100千円（内訳下記） ・補助金内訳：㉞生産性向上等に資する新たな機械設備への投資（補助率1/2）500千円×25件＝12,500千円、㉟生産性向上等に資するAI等のデジタル技術を活用した機械設備への投資（補助率1/2）1,000千円×10件＝10,000千円、㊱従業員常時50名以上雇用している事業者の新たな機械設備等への投資（補助率1/5）5,000×3件＝15,000千円、㊲従業員の資格取得支援（補助率1/2）80千円×20件＝1,600千円 ㉞+㉟+㊱+㊲＝39,100千円 ④中小事業者	R8.4	R9.3	39,108
10	物価高騰対策 バス整備費支援事業	商工労政課	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	①エネルギー価格高騰等により、中小事業者の経営に大きな影響を与えているため、事業継続に必要なバスの維持・整備費用の一部を支援する。 ②補助金 ③需用費：120千円（消耗品費）、役務費：3千円（振込手数料）、補助金：3,000千円（11人以上乗りのバス1台あたり60千円×50件） ④11人以上乗りのバスを所有する飲食業、宿泊業等の事業者（社福、学校法人除く）	R8.4	R9.3	3,123